

国家情報会議設置法案

参照条文 目次

○ <u>内閣法</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	1
○ <u>内閣府設置法</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	5
○ <u>国家公務員法</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	6
○ <u>特別職の職員の給与に関する法律</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	8
○ <u>重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律</u> (令和七年法律第四十三号) (抄)	13
○ <u>特定秘密の保護に関する法律</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	14
○ <u>サイバーセキュリティ基本法</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	15

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）

Law RevisionID:322AC0000000005_20250701_507AC0000000043

昭和二十二年法律第五号

内閣法

第九条 内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する国務大臣が、臨時に、内閣総理大臣の職務を行う。

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
- 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 五 **前三号**に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務
- 七 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関する事務
- 八 **国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第十八条の二（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条第一項において準用する場合を含む。）**に規定する事務に関する事務
- 九 国家公務員の退職手当制度に関する事務
- 十 特別職の国家公務員の給与制度に関する事務
- 十一 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務
- 十二 **第七号から前号まで**に掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）
- 十三 行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務
- 十四 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務

十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、内閣官房に属させられた事務

③ **前項**の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

④ 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

第十五条 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて**第十二条第二項第一号から第六号まで**に掲げる事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。**次項、第十六条第二項第一号及び第十七条第三項**において同じ。）に関するもの（国の防衛に関するもの及び内閣感染症危機管理統括庁の所掌に属するものを除く。）を統理する。

3 前項に定めるもののほか、内閣危機管理監は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。

4 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

5 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、内閣危機管理監の服務について準用する。

6 内閣危機管理監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

第十五条の二 内閣官房に、内閣感染症危機管理統括庁を置く。

2 内閣感染症危機管理統括庁は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 **新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六条第一項**に規定する政府行動計画の策定及び推進に関する事務
- 二 **新型インフルエンザ等対策特別措置法第十七条第二項**の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策本部に関する事務
- 三 **新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十条の七**の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策推進会議に関する事務
- 四 **前三号**に掲げるもののほか、**第十二条第二項第二号から第五号まで**及び**第十五号**に掲げる事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するもの（国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官の所掌に属するものを除く。）
- 3** 内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理監一人を置く。
- 4** 内閣感染症危機管理監は、内閣官房長官を助け、命を受けて庁務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。
- 5** 内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理監補一人を置く。

- 6 内閣感染症危機管理監補は、内閣感染症危機管理監を助け、庁務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。
- 7 内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理対策官一人を置く。
- 8 内閣感染症危機管理対策官は、内閣感染症危機管理監及び内閣感染症危機管理監補を助け、命を受けて、内閣感染症危機管理統括庁の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理し、及びその所掌事務のうち重要事項に係るものに参画するものとし、厚生労働省の医務技監をもつて充てる。

第十六条 内閣官房に、国家安全保障局を置く。

- 2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 [第十二条第二項第二号から第五号まで](#)に掲げる事務のうち我が国の安全保障（[第二十一条第三項](#)において「国家安全保障」という。）に関する外交政策、防衛政策及び経済政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）
 - 二 [国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）第十二条](#)の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務
 - 三 [国家安全保障会議設置法第六条](#)の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の[前二号](#)に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務
- 3 国家安全保障局に、国家安全保障局長を置く。
- 4 国家安全保障局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。
- 5 [第十五条第四項から第六項まで](#)の規定は、国家安全保障局長について準用する。
- 6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長三人を置く。
- 7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者及び内閣サイバー官をもつて充てる。

第十七条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

- 2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（[第十二条第二項第一号](#)に掲げるもの並びに内閣感染症危機管理統括庁、国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官、内閣サイバー官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
- 3 [前項](#)に定めるもののほか、内閣官房副長官補（[第十五条の二第六項](#)の規定により内閣総理大臣が指名した者を除く。）は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。
- 4 [第十五条第四項から第六項まで](#)の規定は、内閣官房副長官補について準用する。

第十九条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

- 2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、[第十二条第二項第二号から第五号まで](#)に掲げる事務のうち特定秘密（[特定秘密の保護に関する法律](#)

（[平成二十五年法律第八号](#)）[第三条第一項](#)に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）及び[第十二条第二項第六号](#)に掲げる事務を掌理する。

- 3 [第十五条第四項から第六項まで](#)の規定は、内閣情報官について準用する。

第十九条の二 内閣官房に、内閣サイバー官一人を置く。

- 2 内閣サイバー官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、次に掲げる事務を掌理する。
 - 一 [第十二条第二項第二号から第五号まで](#)に掲げる事務のうちサイバーセキュリティ（[サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条](#)に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関するもの（国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）
 - 二 [サイバーセキュリティ基本法第十七条第五項](#)の規定により内閣官房において処理することとされたサイバーセキュリティ協議会の庶務
 - 三 [サイバーセキュリティ基本法第三十五条](#)の規定により内閣官房において処理することとされたサイバーセキュリティ戦略本部に関する事務
- 3 [第十五条第四項から第六項まで](#)の規定は、内閣サイバー官について準用する。

第二十一条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置く。

- 2 内閣総理大臣補佐官は、内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち特定のものに係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐する。
- 3 内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の中から、国家安全保障に関する重要政策を担当する者を指定するものとする。
- 4 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。
- 5 [第十五条第四項](#)及び[第五項](#)の規定は内閣総理大臣補佐官について、[同条第六項](#)の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。

令和8年4月1日 施行

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）

Law RevisionID:411AC0000000089_20260401_507AC0000000043

平成十一年法律第八十九号

内閣府設置法

第三章 組織

第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職

第十一条 **第四条第一項第二十五号**及び**第二十六号**に掲げる事務、**同条第二項**に規定する事務（**金融庁設置法第四条第三項**の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）並びに**第四条第三項第六十号**に掲げる事務については、**第九条第一項**の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

令和8年4月1日 施行

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第九十五号）

Law RevisionID:322AC0000000120_20260401_507AC0000000095

昭和二十二年法律第二百十号

国家公務員法

第一章 総則

（一般職及び特別職）

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

- ② 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。
- ③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 人事官及び検査官

四 内閣法制局長官

五 内閣官房副長官

五の二 内閣危機管理監

五の三 国家安全保障局長

五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官

六 内閣総理大臣補佐官

七 副大臣

七の二 大臣政務官

七の三 大臣補佐官

七の四 デジタル監

八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員

十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員

十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員

十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員

十二 日本学士院会員

十二の二 日本学術会議会員

十三 裁判官及びその他の裁判所職員

十四 国会職員

十五 国会議員の秘書

十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で**防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四十一条**の政令で定めるものの委員及び**同法第四条第一項第二十四号**又は**第二十五号**に掲げる事務に従事する職員で**同法第四十一条**の政令で定めるもののうち、人事院規則で指定するものを除く。）

十七 **独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項**に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員

- ④ この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。
- ⑤ この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がなされない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。
- ⑥ 政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に対し俸給、給料その他の給与を支払つてはならない。
- ⑦ **前項**の規定は、政府又はその機関と外国人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

令和8年4月1日 施行

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第九十号）

Law RevisionID:324AC0000000252_20260401_507AC0000000090

昭和二十四年法律第二百五十二号

特別職の職員の給与に関する法律

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 会計検査院長及びその他の検査官
- 四 人事院総裁及びその他の人事官
- 五 内閣法制局長官
- 六 内閣官房副長官
- 七 内閣危機管理監
- 七の二** 国家安全保障局長
- 八 内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官
- 九 常勤の内閣総理大臣補佐官
- 十 副大臣
- 十一 大臣政務官
- 十一の二** 常勤の大臣補佐官
- 十一の三** デジタル監
- 十二 国家公務員倫理審査会の常勤の会長及び常勤の委員
- 十三 公正取引委員会の委員長及び委員
- 十四 国家公安委員会委員
- 十四の二** 個人情報保護委員会の委員長及び常勤の委員
- 十四の三** カジノ管理委員会の委員長及び常勤の委員
- 十四の四** サイバー通信情報監理委員会の委員長及び常勤の委員
- 十五 公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員
- 十六 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員
- 十六の二** 運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員
- 十六の三** 原子力規制委員会の委員長及び委員
- 十七 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員

十八 原子力委員会委員長
十八の二 再就職等監視委員会委員長
十九 証券取引等監視委員会委員長
二十 公認会計士・監査審査会会長
二十一 中央更生保護審査会委員長
二十二 削除
二十三 社会保険審査会委員長
二十四 削除
二十五 食品安全委員会の常勤の委員
二十六 原子力委員会の常勤の委員
二十七 削除
二十八 公益認定等委員会の常勤の委員
二十九 証券取引等監視委員会委員
三十 公認会計士・監査審査会の常勤の委員
三十一 地方財政審議会委員
三十一の二 行政不服審査会の常勤の委員
三十一の三 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員
三十二 国地方係争処理委員会の常勤の委員
三十三 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員
三十四 中央更生保護審査会の常勤の委員
三十五 削除
三十六 労働保険審査会の常勤の委員
三十七 社会保険審査会委員
三十八 運輸審議会の常勤の委員
三十九 土地鑑定委員会の常勤の委員
四十 削除
四十一 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員
四十二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長
四十三 特命全権大使（以下「大使」という。）及び特命全権公使（以下「公使」という。）
四十四 [国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第三項第八号](#)に掲げる秘書官及び[裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）](#)に定める裁判官の秘書官（以下「秘書官」という。）
四十五 非常勤の内閣総理大臣補佐官
四十五の二 非常勤の大臣補佐官
四十六 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の委員

四十七 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員
四十七の二 個人情報保護委員会の非常勤の委員
四十七の三 カジノ管理委員会の非常勤の委員
四十七の四 サイバー通信情報監理委員会の非常勤の委員
四十八 公害等調整委員会の非常勤の委員
四十九 公安審査委員会の委員長及び委員
五十 中央労働委員会の非常勤の公益を代表する委員
五十の二 運輸安全委員会の非常勤の委員
五十一 総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員
五十二 食品安全委員会の非常勤の委員
五十三 原子力委員会の非常勤の委員
五十四 削除
五十五 衆議院議員選挙区画定審議会委員
五十六 国会等移転審議会委員
五十七 公益認定等委員会の非常勤の委員
五十七の二 再就職等監視委員会委員
五十八 公認会計士・監査審査会の非常勤の委員
五十八の二 行政不服審査会の非常勤の委員
五十八の三 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員
五十九 国地方係争処理委員会の非常勤の委員
六十 電気通信紛争処理委員会の非常勤の委員
六十一 電波監理審議会委員
六十二 中央更生保護審査会の非常勤の委員
六十三 削除
六十四 労働保険審査会の非常勤の委員
六十五 中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員
六十五の二 調達価格等算定委員会委員
六十六 運輸審議会の非常勤の委員
六十七 土地鑑定委員会の非常勤の委員
六十八 削除
六十九 公害健康被害補償不服審査会の非常勤の委員
七十 中央選挙管理会の委員
七十の二 政治資金適正化委員会の委員
七十一 日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員
七十二 日本学術会議会員

七十三 国家公務員法第二条第三項第十号に掲げる宮内庁の職員のうち第四十二号に掲げ

る者以外の者

七十四 国会職員

七十五 国会議員の秘書

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	二、〇九五、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一、五二八、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長 原子力規制委員会委員長 宮内庁長官	一、四六六、〇〇〇円
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 国家安全保障局長 大臣政務官 デジタル監 個人情報保護委員会委員長 カジノ管理委員会委員長 サイバー通信情報監理委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長	一、二五〇、〇〇〇円
内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員	一、二二四、〇〇〇円

公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長	
個人情報保護委員会の常勤の委員 カジノ管理委員会の常勤の委員 サイバー通信情報監理委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫	一、〇七八、〇〇〇円
食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 行政不服審査会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員	九五二、〇〇〇円

○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）（抄）

第十六条 内閣法の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:425AC0000000108_20250601_504AC0000000068

平成二十五年法律第百八号

特定秘密の保護に関する法律

第二章 特定秘密の指定等

（特定秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、[前条第四号](#)及び[第五号](#)の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。[第十一条第一号](#)を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る[別表](#)に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（[日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項](#)に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が[第十八条第二項](#)に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、[前項](#)の規定による指定（[附則第五条](#)を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、[次の各号](#)のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。

二 特定秘密である情報の性質上[前号](#)に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が[前項](#)の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 行政機関の長は、特定秘密である情報について[前項第二号](#)に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について[同項第一号](#)に掲げる措置を講ずることができることとなったときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

令和7年7月1日 施行 現在施行

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）

Law RevisionID:426AC1000000104_20250701_507AC0000000043

平成二十六年法律第百四号

サイバーセキュリティ基本法

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。